

鎌倉市意見公募手続条例取扱い指針

(目的)

第1条 この条例は、意見公募手続に関し必要な事項を定め、広く市民等から意見を聴くとともに、市が市民等への説明責任を果たすことにより、公正で透明な開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

【考え方】

市民参画の手法の一つである「意見公募手続（パブリックコメント）」を定め、「市民等への説明責任を果たすことにより、公正で透明な開かれた市政の推進を図る」この制度の目的を明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 市の重要な政策等（以下「政策等」という。）を策定しようとする場合において、当該政策等の趣旨、目的その他の内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見の提出を求め、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を明らかにするための一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市に対し納税義務を有するもの
 - オ 意見公募手続に関する事案に利害関係を有すると認められるもの

【考え方】

- * (1)の「意見公募手続」の主たる内容が、「市の重要な政策等の案段階での公表」、「案に対する意見の募集とこれに対する市の考え方の公表」であることを明らかにしています。
- * 本条例に基づいて行う意見公募手続は、「市の重要な政策等を策定しようとする場合」に限定されます。

ここでいう「市の重要な政策等」とは、第3条で規定しているものとなります。
- * 本条例により、条例に基づかない意見募集（市の重要な政策等を策定する場合には該当せずとも、市民等の意見を聴くこと）を否定するものではありません。第3条に該当しない政策等については、本条例の対象外として、実施機関の裁量により意見募集を行うことが可能です。
- * (2)の「実施機関」を定めることにより、この手続が執行者（市長等）の案に関する手続であることを明らかにしています。

広く市政全般において執行するため、本条例の「実施機関」は、地方自治法第180条の5

に定める「執行機関」としています。

消防長は消防組織法の規定により、市長の補助機関と解釈します。

「議会」は議決機関であることから、実施機関から除きます。

- * (3)の「市民等」のア～エまでは、市内の在住、在勤、在学者と納税義務者を定めており、第一義的には、この条例における市民等であることを明確にしています。

オは、政策形成の向上を図るため、広く意見を求められるよう「事案に利害関係を有すると認められるもの」も含めています。具体的には、市内への転居や就業、企業立地を予定する者などを想定しています。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他市の基本的な政策を定める計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【考え方】

- * 意見公募手続条例の対象となるか否かの判断基準として、条例の対象となるものを(1)から(4)で明記しています。(5)の解釈については、下記をご参照ください。

これに該当する案件については、本条例に基づく意見公募手続を行う必要があります。

- * (1)の計画については、計画、構想、指針等の名称を問いません。

「総合計画」は、基本構想、基本計画までを対象とし、実施計画は対象にしません。

「その他市の基本的な政策を定める計画」は、総合計画から独立した位置づけの計画を想定しています。

「個別分野における施策の基本的な事項を定める計画」は、基本的に総合計画における個別施策分野の計画を想定します。単なる事業計画、施設計画は含みません。個別の事業計画や、施設計画は実施に向けた熟度の高い計画であり、これらについては、基本的な方向等についての計画段階で、本条例に基づく意見公募手続を経るべきものとします。

(1)の計画の例は、地域防災計画、都市マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画などです。

- * (2)の「基本的な制度を定める条例」は、市政全般又は個別分野における基本理念や方針、制度を定めるものをいいます。

「基本的な制度を定める条例」であっても、行政内部のみに適用する事務分掌条例や職員の給与に関する条例、施設管理者として制定しなければならない公の施設の管理条例など、市民意見を聴くことによっても、条例内容を変更しないことが想定されるものは(2)の条例には該当しません。

(2)の条例の例は、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例、まちづくり条例、環境基本条例などです。

* (3)の「義務を課し、権利を制限する条例」は、地方自治法第14条第2項の規定（「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」）に基づき制定した条例を指します。

(3)の条例の例は、落書き防止条例、深夜花火の防止に関する条例などです。

* (4)は、「条例」でなくとも、市民生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制度は、本条例に基づく意見公募手続の対象とする趣旨です。

* (5)は、意見公募手続条例に基づく厳密な意見公募が“特に”必要と判断した場合に本条例を適用するための条項です。

「実施機関が特に必要と認めるもの」として、宣言、憲章などを想定していますが、他にも地域の個別の計画など、(1)から(4)の対象とはならないものでも、必要に応じてこの手続ができるようにするものです。ただし、必要と認めたものが全て(5)に該当するのではなく、客観的に(1)から(4)に相当する重要事項について、“特に”必要と認めたものとして適用するものです。

* 本条例に基づく意見公募手続を実施するか否かの判断は、実施機関が個別に判断することになりますが、不明なところがあればこの条例の所管課（経営企画課）に相談してください。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号いずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの

(3) 金銭徴収に関するもの

(4) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの

(5) 軽微なもの

2 実施機関は、前項の規定により意見公募手続を実施しないときは、その旨を市のホームページに掲載しなければならない。

【考え方】

* 第3条で意見公募手続の対象とした政策等の内、適用除外を定めるものです。

* (1)「迅速又は緊急を要する」とは、意見公募手続に係る所要時間の経過により、対象となっている政策の効果が損なわれてしまう場合等、本条例に基づく意見公募手続を実行する時間的余裕がないと判断する場合を想定しています。

例えば、台風などの被害者に対する援助の方針を定める場合などが考えられます。

* (2)「地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求」に関する規定では、その手続期間等が詳細に定められており、また、市長が修正することはできないものであることから除外します。

* (3)「金銭徴収に関するもの」を除くとしているのは、地方自治法第74条第1項の直接請求の規定においても、金銭の徴収に関する条例は、負担が軽くなることのみをもって賛成が得やすいものであり、その結果が財政に与える影響について十分な検討がされずに成立する

といった理由により対象から除外されていることと同趣旨です。金銭徴収等については、総合的に判断しなければならないため除外します。

- * (4)「裁量の余地が少ない」とは、上位の法令や国・県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った内容で策定する場合を想定しています。
- * (5)「軽微なもの」とは、大幅な改正ではないもの、基本的事項の改正を伴わないものや、用語などの変更等にとどまるものです。
- * 法定縦覧手続（公聴会）など、案の公表、意見提出が法令で定められている場合でも、意見を述べることができる者は限定されているため、法定縦覧手続をもって本条例に基づく意見公募手続を実施した扱いにはなりません。
- * 審議会等が本条例に基づく意見公募手続を実施する場合は、答申等を受ける実施機関と一緒に意見公募手続を実施することによって、本条例に基づく意見公募手続を実施したこととします。ただし、意思決定を行った時の公表の時期及び方法については審議会等との調整が必要となります。
- * 2のホームページへの掲載にあたっては、適用除外に該当する項目を明示します。ホームページへの掲載は、原則として政策等の決定前に行いますが、時間的な制約等によりやむを得ない場合は政策等の決定時に行うこともできることとします。

(公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に相当な期間を設けて、次に掲げる事項を記載した政策等の案及び必要な関連資料を公表しなければならない。

- (1) 政策等の案の策定に至った背景
- (2) 政策等の案の趣旨、目的その他の内容

2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載等により行うものとする。

【考え方】

- * 政策の策定過程では、ワークショップや懇談会、意見公募（意見募集）など、いくつかの段階において意見聴取が行われます。本条例に基づく意見公募手続は、政策等の決定に一番近い段階で行う意見聴取とします。例えば、計画の策定などは審議会から答申を受ける前、条例の制定などは議会への提案前とします。
- * 公表を実施する「相当な期間」とは、次条に「公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見の提出を受けなければならない。」と掲げていることから、少なくともこの期間以上公表することとします。
- * 公表にあたっては、内容について市民の理解を得るため、策定に至った背景、趣旨、目的なども公表することとします。
- * 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載等を行うことを基本とし、市民等に広く周知する趣旨から可能な限り多様な方法での公表に努めることとします。具体的には、担当窓口と各行政センターだけでなく、各体育館、生涯学習センターなど、できるだけ多くの場所での公表に配慮します。

- * 公表する案本体及び必要な関連資料の量が膨大になる場合は、市民に一律に公表することができない場合が想定されます。こうした場合には、策定に至った背景、趣旨、目的などを記載した概要版等を配布するとともに、その他のものについては、閲覧及び市のホームページへの掲載に加え、貸出等を行うことにより、意見の聴取に努めることとします。

(意見の提出等)

第6条 実施機関は、前条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上期間を設けて、政策等の案についての意見の提出を受けなければならない。

2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

【考え方】

- * 「意見公募の期間」は30日以上とします。

なお、本条例に基づかない任意の意見募集を行う場合であっても、本条例制定の趣旨に鑑み、30日以上意見募集期間を設けるよう努めることとします。

- * 意見等の提出方法は、内容を記録、確認できる手法を規定しています。(5)は障害を持つ方、高齢の方などが、規定された方法によっては意見が提出できない場合などを想定しています。

- * 第3項では、第2条第3号に規定する「市民等」であることを確認するために、本人から、個人情報を求めるものです。求められる個人情報は、氏名、住所、意見（思想、信条及び宗教）、在学する学校名（学歴）、勤務する事務所又は事業所名（職歴）、納税義務を有することを証明するもの（課税額）、ファクシミリ番号を含む電話番号、電子メールのアドレスに限定します。なお、これらの個人情報は必ず聴取しなければならないものではなく、実施機関において「市民等」であることを確認するために必要最小限な情報を求めるものとします。

ただし、意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する際に、提出者名を公表することはありません。

(意思決定)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、市民等から提出された意見の概要及び実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。

3 第5条第2項の規定は、前項の公表の方法について準用する。

【考え方】

- * 意見公募手続は、案の可否を問うことが目的ではなく、多様な意見、提案により、より優れた政策としていくための制度です。

提出された意見を必ず採り入れなければならないということではなく、また、意見の多寡で判断するのではなく、十分に意見を考慮して最終的な意思決定を行い、あわせて意見に対する実施機関の考え方をとりまとめて公表することとします。

- * 2の公表にあたっては、提出された意見について、類似の意見を集約するなど、整理・工夫し、その概要と、これに対する実施機関の考え方をあわせて公表し、提案者への個別の回答は行わないこととします。また、意見を採り入れて案を修正した場合は、修正した内容とその理由を公表します。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、意見公募手続を行っている案件の一覧を、市のホームページに掲載して公表するものとする。

【考え方】

- * この条例に基づき意見公募手続を行っている政策等の案の名称の一覧表を常時公開し、市民等の意見の提出を促進します。また、第4条第1項各号の規定により意見公募手続を実施しなかった場合についても、説明責任の一環として一覧に含めて公表します。
- * なお、本条例に基づかない任意の意見募集を行う場合には、「鎌倉市意見公募手続条例に基づかない意見募集」である旨を明記することとします。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に意見公募に関する手続が行われた場合において、その意見公募に関する手続が、この条例による意見公募手続に相当するものであるときは、この条例による意見公募手続が行われたものとみなす。

平成 19 年 6 月 29 日 施行

平成 25 年 9 月 19 日 改正

平成 26 年 7 月 3 日 改正